

## 第1回門真市地域包括支援センター運営協議会 議事録

開催日時 令和5年2月9日（木）午後2時から午後3時10分まで

開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室

- 議題
- (1) 会議の公開・非公開について
  - (2) 地域包括支援センター及び運営協議会について
  - (3) 門真市地域包括支援センターにかかる圏域について
  - (4) 門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等、各種例規について
  - (5) 門真市地域包括支援センター運営基本方針（案）について
  - (6) 今後のスケジュールについて

出席者 学識経験者

岡田 進一

保健・医療団体を代表する者

外山 学

磯和 均

黒岩 勉

谷掛 千里

福祉団体を代表する者

藤江 冬人

森田 隆之

樋口 智一

介護保険の被保険者を代表する者

東 正子

北村 真砂幸

市及び事務局出席者 宮本市長

山本保健福祉部長

吉井保健福祉部次長

北倉高齢福祉課長

西本高齢福祉課課長補佐

小林高齢福祉課課長補佐

樋上高齢福祉課主任  
中谷高齢福祉課係員  
市瀬高齢福祉課係員

## 議事録

### 事務局：

それでは定刻になりましたので、ただいまより第1回門真市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。私は、本日司会をさせていただきます、高齢福祉課の北倉と申します。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、着座にて司会をさせていただきます。

この度、委員の皆様におかれましては、ご多忙にも関わらず、本運営協議会委員の就任を快くお引き受けいただき、また、本日はご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、携帯電話につきましては、電源を切っていただくか、マナーモードにしていただきますよう、お願ひいたします。

次に、机上に置かせていただいているマイクの説明をいたします。ご発言いただく際は、本体部分のスイッチを押してオンにしていただき、ランプが付きましたらご発言ください。ご発言後は、再度スイッチを押していただきマイクをオフにしてください。

なお、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また、本日の議事録は、議事録作成システムを使用するため、明瞭にご発言いただきますようご協力を願ひいたします。

それでは、事前にお渡しのうえ、本日ご持参いただいている配付資料の確認をさせていただきます。皆様、配付資料はお持ちいただいていますでしょうか。大丈夫でしょうか。

### 事務局：

本日の資料につきましては、「第1回会議の次第」、「資料1門真市地域包括支援センター運営協議会委員名簿」、「資料2門真市地域包括支援センター運営協議会の会議公開要領（案）」、「資料3門真市地域包括支援センター運営協議会の会議傍聴要領（案）」、「資料4-1地域包括支援センター及び運営協議会について」、「資料4-2市、運営協議会、地域包括支援センターの役割等」、「資料5門真市地域包括支援センターにかかる圏域について」、「資料6門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を

定める条例」、「資料 7 門真市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」、「資料 8 門真市地域支援事業実施要綱（案）」、「資料 9 門真市地域包括支援センター運営基本方針（案）」、「資料 10 地域包括支援センター運営協議会スケジュール」、「参考資料 1 門真市附属機関に関する条例【抜粋】」、「参考資料 2 門真市附属機関に関する条例施行規則【抜粋】」、「参考資料 3 審議会等の会議の公開に関する指針」、また、本日机上に配付させていただきました資料といたしまして、「第 1 回会議の次第の差し替え分」、「資料 9 門真市地域包括支援センター運営基本方針（案）の差し替え分」この 2 点に関しては差し替えをお願いいたします。本日改めて配布させていただきます資料としまして、「資料 11 門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案）」、以上となっております。不足等はございませんでしょうか。

**東委員：**

資料が違います。

（不足していた資料 10 を配付し、資料の差し替えを説明する。）

**事務局：**

資料につきまして、他の方は不足等ございませんでしょうか。

本日は、委員 11 名中 10 名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、お席につきましては、事務局で指定させていただいております。併せてご了承くださいますよう、お願いいいたします。

それでは、お手元の次第に沿って会議を進めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、宮本市長よりご挨拶を申し上げます。

**宮本市長：**

皆さんこんにちは、門真市長の宮本でございます。

本日は、第 1 回門真市地域包括支援センター運営協議会の開催、誠にお疲れ様でございます。

平素は、皆様におかれましては、門真市で各般とりわけ高齢福祉に対して、様々なご支援をいただいていること感謝申し上げます。また、今般、委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

平成 12 年に介護保険法がスタートいたしました当時、スケールメリットを生かすということで、門真市は守口市、四條畷市と共にくすのき広域連合を組

んで、介護保険事業を進めてまいりました。その中におきまして、平成23年に介護保険法が改正され、地域包括ケアの議論も含めて、介護保険としての広域のスケールメリットから、それぞれの個別サービスを充実していく、地域の事情によってのサービスのあり方に重点を置かれるようになると同時に、介護サービス以上に、介護予防や将来的な事業拡大にならないように抑制していくという部分が国を含めての考え方へ至ってきました。

この間、くすのき広域連合でも様々な議論を各市と共に進めてきたわけですが、そういう中にあたりまして、今般ですね、令和6年3月末をもちまして、くすのき広域連合を解散して各市で介護保険事業をスタートしていくという判断に至ったわけであります。

今後の介護保険事業のことを考えると、まさしくこの地域包括支援センターが一つの核になってまいります。その中におきまして、どのような運営をしていくのか、またどういうサービスを進めていくのかも含めて、しっかりと皆さんの中で忌憚のないご意見をいただきて、門真市で安心して介護保険事業を進めていけるように私ども進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、私たちのご挨拶にさせていただきます。

誠にありがとうございます。

#### 事務局：

ありがとうございます。

続きまして、次第に移らせていただきます。

次第2「委員等の紹介」でございます。

私から見まして右手奥から順にご紹介させていただきます。

学識経験者といたしまして、大阪公立大学大学院 生活科学研究科教授の岡田進一委員でございます。

その隣、保健・医療団体代表といたしまして、一般社団法人門真市医師会議長の外山学委員でございます。

その隣、保健・医療団体代表といたしまして、一般社団法人門真市歯科医師会会长の磯和均委員でございます。

その隣、保健・医療団体代表といたしまして、門真市薬剤師会幹事の黒岩勉委員でございます。

その隣、保健・医療団体代表といたしまして、大阪府守口保健所所長の谷掛千里委員でございます。

次に、左手奥から、福祉団体代表といたしまして、社会福祉法人門真市社会福祉協議会次長の藤江冬人委員でございます。

その隣、福祉団体代表といたしまして、門真市民生委員児童委員協議会副会

長の森田隆之委員でございます。

その隣、福祉団体代表といたしまして、公益社団法人門真市シルバー人材センター事務局次長の樋口智一委員でございます。

その隣、公募による「65歳以上の介護保険の被保険者代表」といたしまして、東正子委員でございます。

その隣、公募による「40歳～64歳の介護保険の被保険者代表」といたしまして、北村眞砂幸委員でございます。

委員の皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、門真市介護保険サービス事業者連絡会 居宅介護支援分科会 副代表の永井宏靖委員につきましては、事前に欠席との連絡をいただいております。

続きまして、事務局を紹介いたします。

まず、保健福祉部長の山本でございます。

次に、保健福祉部次長の吉井でございます。

次に、高齢福祉課課長補佐の西本でございます。

次に、高齢福祉課課長補佐の小林でございます。

次に、高齢福祉課主任の樋上でございます。

次に、高齢福祉課の中谷でございます。

次に、高齢福祉課の市瀬でございます。

改めまして、私は、高齢福祉課長の北倉でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第3の「会長及び副会長の選任について」に移ります。

運営協議会の会長及び副会長は、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、委員の互選により各1名を定めることとなっておりますが、委員の皆様、いかがいたしましょうか。

### 藤江委員：

すいません、僭越ではありますけども、私より、会長・副会長の選任について御提案をさせてもらいたいと思います。

まず、会長としましては、大学教授としまして、社会福祉に関する知識を十分お持ちで、他の介護・福祉・保健領域での地域生活支援のあり方などについて幅広く研究されている岡田委員を、また、副会長としましては、医師として、地域医療にも貢献されており、介護保険制度に加え、保健福祉についても高い見識をお持ちの外山委員を推薦させてもらいたいと思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。

### 事務局：

ただいま、藤江委員より、会長には岡田委員、副会長には外山委員にとのご推薦がありましたが、委員の皆様、他にご意見はございませんでしょうか。

他にご意見がないようですので、会長は岡田委員に、副会長は外山委員へお願いすることとしてよろしいでしょうか。

異議なし、との声あり

**事務局：**

ありがとうございます。それでは会長に岡田委員、副会長に外山委員で決定いたしましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

岡田会長、外山副会長におかれましては、お席の移動をお願ひいたします。

それでは、会長及び副会長が就任されたことに伴いまして、代表して岡田会長より、一言ご挨拶をお願ひいたします。

**岡田会長：**

ただいま、皆様からご推挙賜りました、大阪公立大学の岡田でございます。

本運営協議会は門真市の地域包括支援センターという非常に重要な機関の運営にかかる協議でございますので、ぜひ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

**事務局：**

ありがとうございました。

それでは、次第4の「諮問」に入らせていただきます。

宮本市長より、岡田会長へ諮問をいたします。

**宮本市長：**

門真市地域包括支援センター運営協議会 会長 岡田 進一 様

門真市地域包括支援センター運営協議会について（諮問）

地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項について、貴運営協議会の意見を求めます。

門真市長 宮本 一孝

よろしくお願ひいたします。

**事務局：**

ありがとうございました。

なお、市長につきましては、まことに恐縮ではございますが他の公務もござ

いますので、ここで退室をさせていただきます。

**宮本市長：**

よろしくお願ひいたします。

**事務局：**

それでは、ここからは門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第1項の規定によりまして、岡田会長に議長をお願いいたします。

**岡田会長：**

それでは、これ以降の進行につきましては、私が着座にて進めさせていただきたいと存じます。

それではまず、次第の5議題（1）会議の公開・非公開につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局：**

はい、会議の公開・非公開についてご説明をいたします。

本市では、審議会等の会議の公開に関する指針により、公開・非公開を委員会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本運営協議会につきましては、原則公開とし、地域包括支援センター運営業務委託事業者の選定及び事業評価等に関する協議につきましては、公正・中立性を確保する必要があるため非公開と考えており、公開に関する規定を、資料2会議公開要領（案）としてお配りしております。

具体的な公開方法につきましては、会議の日程等を市HPなどでお伝えし、当日お越しの希望者に傍聴していただくというものです。会議の審議状況を明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができます。

会議開始から現時点までは非公開としておりますが、この場におきまして、これ以降の会議の公開についてご審議いただきますようお願いいたします。

**岡田会長：**

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局より、本運営協議会の市民への公開につきましてご提案がございましたが、何かご意見等ございますでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、会議につきましては一部公開とし、地域包括支援センター運営業務委託事業者の選定及び事業計画等に関する協議につき

ましては、公正・中立性を確保する必要があるため、原則非公開とさせていただきたいと思います。

公開の方法につきましては、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。これにつきまして事務局より補足説明をお願いしたいと思います。

**事務局：**

それでは、ただいまご承認いただきました会議の公開につきまして、公開に関する規程等についてご説明をいたします。

配付資料の2、本運営協議会の会議公開要領（案）及び、配付資料の3、本運営協議会の会議傍聴要領（案）をご覧ください。

まず、会議の公開方法等についてですが、標準定員を10名としているところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、標準の半分となる5名とさせていただいた上で、当日先着順で受付をし、会場内の傍聴席で傍聴していただきます。

また、会議の途中で会議を非公開とする必要が生じた際は、傍聴者には会長より理由を説明の上、退席を求めるとなつておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、「会議傍聴要領」につきましては、傍聴の際の注意点等として傍聴者に配布するものでございます。

本日の会議につきましては、あらかじめ、会議の公開が決定された場合のみ傍聴可という条件を付しまして、事前に、市ホームページ及び市役所別館1階の市情報コーナーにて傍聴のご案内をさせていただいております。

**岡田会長：**

はい、ただいまのご説明につきまして、何かご意見・ご質問等はございますでしょうか。

いかがでしょう。

よろしいでしょうか。

では、特段ないようでしたら、これでお認めさせていただきたいと思います。

それでは傍聴者がいるようでしたら入室をお願いします。

**事務局：**

本日は、現時点での傍聴希望者はおりませんので、その旨ご報告させていただきます。

**岡田会長：**

はい、それでは続きまして、議題（2）の地域包括支援センター及び運営協議会について、に移らせていただきたいと思います。

それでは事務局説明をお願いいたします。

**事務局：**

それでは、議題の2 地域包括支援センター及び運営協議会についてご説明させていただきます。

資料の4-1をご覧ください。

地域包括支援センターは、地域の高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくように、高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた相談を市や関係機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。

主任ケアマネジャーや保健師、社会福祉士などの専門職が、介護予防の支援や高齢者の権利擁護、介護だけでなく、福祉や医療、その他いろいろな相談対応を行います。

地域包括支援センターについては、これまで、介護保険の保険者であるくすのき広域連合が設置し委託により実施してきましたが、令和5年度末をもってくすのき広域連合が解散することになったため、令和6年4月より門真市が設置することになります。

地域包括支援センターの設置にあたり、センターの圏域の設定、委託事業者の選定、センター業務の評価など、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保のため、市として、地域包括支援センター運営協議会を設置する必要があります。

資料4-2をご覧ください。

運営協議会の所掌事務にも記載しておりますが、この運営協議会では、センターの圏域の設定、委託事業者の選定、各種事業の実施についてご審議いただきます。

また、運営基本方針については、市が示す運営基本方針が適切かどうか、ご意見をいただきます。

議題（2）地域包括支援センター及び運営協議会についての説明は以上でございます。

**岡田会長：**

はい、ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

では、特段ご意見がないようですので、この件につきましてもお認めをさせていただきたいと思います。

それでは、議題（3）門真市地域包括支援センターにかかる圏域について、事務局よりご説明をお願いいたします。

**事務局：**

それでは、議題（3）門真市地域包括支援センターにかかる圏域について、ご説明させていただきます。

資料5をご覧ください。

資料の地図は、現在、くすのき広域連合が設置している門真市域の地域包括支援センターです。

平成12年に介護保険制度が始まりましたが、それ以前から、老人福祉法に基づく老人介護支援センターとして、門真市は在宅介護支援センターを設置していました。

在宅介護支援センターでは、地域の高齢者やその家族の福祉の向上を目的に、地域に根差した相談支援や地域の実態把握、関係機関等との調整、ネットワークづくり等の取組を進めてまいりました。

その後、平成18年に介護保険法が改正され、介護予防事業を推進するため、地域包括支援センターを設置することとなり、地理的条件や人口規模を基に、くすのき広域連合として地域包括支援センターを設置しました。

地域包括支援センターの圏域については、人口規模や地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう設定する必要があり、地域に根差した取り組みを進めていた在宅介護支援センターの圏域を引継ぎ、現在の圏域としました。

門真市としまして、現在の圏域は、高齢者が住み慣れた、地域における日常生活圏域と整合性がとれており、地域住民にも広く認知され利用されていることから、令和6年4月に設置する門真市地域包括支援センターの圏域につきましても、現在の圏域で設定したいと考えております。

議題（3）門真市地域包括支援センターにかかる圏域についての説明は以上でございます。

ご審議いただきますようお願いいたします。

**岡田会長：**

はい、ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか

か。

**樋口委員：**

よろしいでしょうか。

**岡田会長：**

はい、樋口委員どうぞ。

**樋口委員：**

すいません、この圏域なんですけど、かなり西側に偏った圏域になっているんですが、半分に割ったとき、西側が非常に少ないなというふうに、考えているんですが、何かその辺は理由があったんでしょうか。

**事務局：**

元々、在宅介護支援センターを設置する際に、当時の人口規模を考えながら、圏域を設定したという経緯がありまして、最初の在宅介護支援センターの圏域の設定がこの5圏域でしたので、先ほどご説明させていただいたとおり、地域包括支援センターを設置するとなった際にも、もう既に地域の皆さんに利用されている在宅介護支援センターの圏域と同じように設置した方が利用しやすいのではないかということで、この圏域にしました。

現在も、その圏域で皆さんに広く認知をされていますことから、引き続きこのままの圏域の設定と考えております。

**岡田会長：**

樋口委員、よろしいでしょうか。

**樋口委員：**

はい。

**岡田会長：**

ありがとうございました。

はい、谷掛委員どうぞ。

**谷掛委員：**

地域包括支援センターの管轄地域の人口割と高齢化率から、第5地域が対象者が多い地域かと思われますが、各地域包括支援センターの人員配置に違いは

あるのでしょうか。

**事務局：**

はい、現在くすのき広域連合で設置しております地域包括支援センターにつきましても、人口規模で専任の専門職の人数を決めておりまして、現状ですと、第1地域包括支援センターが3.8人、第2地域包括支援センターが3.8人、第3地域包括支援センターが4人、第4地域包括支援センターが5人、第5地域包括支援センターが6人ということで専門職の配置を行っております。

**岡田会長：**

谷掛委員、よろしいでしょうか。

**谷掛委員：**

はい。

**岡田会長：**

はい、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

では、特段ないようでしたら、ただいま事務局に説明をいただきましたように、現在の圏域を引き継ぐという設定にさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、次の案件に入らせていただきたいと思います。

議題（4）門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等、各種例規について、に移らせていただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

**事務局：**

それでは、議題（4）門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等、各種例規について、ご説明させていただきます。

まずは、資料6をご覧ください。

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例につきましては、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるもので、くすのき広域連合の解散に伴い、市で定める必要があり、制定したものです。

内容としましては、地域包括支援センターに置くべき職員数について、介護保険法施行規則に規定する基準のとおりとすることを規定するものです。

次に、資料7をご覧ください。

門真市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきましても、介護保険法の規定に基づき、介護予防事業を実施するために必要な基準を定めるもので、くすのき広域連合の解散に伴い、市で定める必要があり、制定したものです。

内容としましては、市が指定する指定介護予防支援事業者については法人であること、指定介護予防支援に従事する職員数等については指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のとおりとすること、記録の保存は5年とすることを規定するものです。

資料6及び資料7につきましては、令和4年12月16日にすでに公布しており、令和6年4月1日から施行いたしますので、ご報告いたします。

次に、資料8をご覧ください。

門真市地域支援事業実施要綱（案）につきましては、介護保険法の規定に基づき、門真市で地域支援事業を実施するために必要な事項を定めるもので、くすのき広域連合の解散に伴い、市で定める必要があり、制定するものです。

内容としましては、介護保険法に基づき、総合事業としてどのような事業を実施するか、包括的支援事業としてどのような事業を実施するか、その他の任意事業としてどのような事業を実施することができるかを規定するものです。

本要綱に定めるもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項としまして、各事業の対象者や実施方法、指定基準やサービス事業費等については、別途要綱を作成し規定いたします。

資料8につきましては、市が実施する地域支援事業について定めるものです。

今後、法規審査を経て制定し、令和6年4月1日から施行する予定としておりますので、ご報告いたします。

議題（4）門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等、各種例規についての説明は以上でございます。

岡田会長：

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局のご説明がありましたら、いかがでしょう。ご意見ご質問等ござりますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特段ないようでしたら、これもお認めさせていただきたいと思います。

それでは、議題（5）門真市地域包括支援センター運営基本方針（案）につきまして、事務局よりお願ひいたします。

#### 事務局：

はい。それでは議題（5）門真市地域包括支援センター運営基本方針（案）をご説明させていただきます。

事前送付させていただきました資料から一部内容を追加いたしましたので、本日お渡しをしている資料9をご覧ください。

まず、基本事項に関しましては、会議の前半部分で地域包括支援センターの役割等についてご説明をしておりますので、ここでは主に、門真市として地域包括支援センターでどのような事業を実施するのかと、くすのき広域連合地域包括支援センター運営方針より追加・変更した箇所を中心に説明をさせていただきます。

では、第2章、業務推進の方針としまして、具体的な地域包括支援センターに委託する業務の内容について、ご説明をさせていただきます。

1共通事項について、3ページ（5）市との連携についてです。地域包括支援センターは市と密接な連携を図ること、市が実施する介護予防に関する事業等について、地域のニーズの情報提供を行うなど、地域の実情に合わせた事業の実施につながるように、必要に応じて協力をを行うことを追加しております。この文言を追加した理由といたしまして、令和5年度より新たに「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」が始まる予定であり、その事業に関して地域包括支援センターとの連携が欠かせないため、追加しております。

次に、くすのき広域連合地域包括支援センター運営方針には記載はなかったのですが、3ページの最終行の（8）災害対策に係る体制整備です。高齢者に必要な防災対策を平時から行うこと、関係機関との連携や地域住民が参加した災害訓練等の実施という内容を追加しております。

4ページの（11）プライバシーの確保では、利用者のプライバシーを確保できる環境整備について記しています。

次に、2包括的支援事業は、地域の高齢者やその支援に携わる人を支えるために、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務を一体的に実施する事業です。

4ページの（1）総合相談支援業務の2）、5ページになりますが、総合相談業務は、地域包括支援センターとしての基本的な業務となりますので、地域の様々な相談に対応できる体制の整備について記載をしております。地域包括支

援センターの連絡先を市ホームページ等で公表するなど、虐待等の緊急時に 24 時間 365 日相談対応ができる、また、事前予約により休日でも相談ができる体制を整備してまいります。

6 ページ (2) 権利擁護業務の 1) 成年後見制度につきましては、少子高齢化が進む中、ますますニーズが高まっており、相談件数も増加しております。そのため、地域包括支援センターとして、まずは本人申し立て、親族申し立てについての支援を行います。本人申し立てが困難な場合や申し立てを行える親族がない場合、親族の申し立て意志がない場合等で、後見制度の利用が必要と認められる場合には、市長申し立てにつなげる支援を行うものとしております。

次に、7 ページの 3 地域包括ケアの推進についてです。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体となって提供される仕組みである、地域包括ケアシステムの推進に必要な事業を記しております。

(1) 一般介護予防事業としまして、閉じこもりや心身機能の低下等、支援を必要とする人の早期発見や、介護予防教室による住民への介護予防の正しい知識の普及啓発、住民主体の通いの場の立ち上げ支援や専門職による体力測定や口腔機能の向上等に取り組みます。

8 ページ (2) 地域ケア会議の開催の 3) 介護予防ケアマネジメント検討会議では、くすのき広域連合地域包括支援センター運営方針では、「リハビリ専門職の助言を受けて、自立支援に資するケアマネジメント支援をすること。」と記載しておりました。本市では、リハビリ専門職の助言を受けた内容のみを実施するのではなく、地域包括支援センター職員それぞれが自立支援をしっかりと理解して実施ができるように、「リハビリ専門職とともに自立支援について検討する」という、協働という視点を盛り込みました。

次に、9 ページ (5) 認知症総合支援事業における専門職間の相互連携についてです。2025 年には高齢者人口の 20%が認知症高齢者と推計されており、本市においても、さらに認知症高齢者数が増加すると見込んでおります。そのため、認知症に関する事業について、本市としてさらに力を入れる必要があると考えております。くすのき広域連合地域包括支援センター運営方針から大きく変更しております。

まず、1) 認知症初期集中支援チームの設置についてです。認知症初期集中支援チームとは、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の方や家族に早期に専門職が関与し、早期診断、早期治療及び適切な介護につなげる等により、認知症状の緩和などを図ると同時に、家族への助言等により介護者の認知症への理解を高め、対応力向上を目的として活動しています。現在、認知症初期集中支援チームは介護事業者連絡会の推薦を受けた看護師である医療

職・ケアマネジャーである介護職がペアになり支援を行います。しかしながら、医療職・介護職が本来業務の中でチーム活動を行う困難さがあること、認知症初期集中支援チームとしての発動ケースが少ないことを考慮し、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置します。

地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置することで、ケースの支援方針等を検討するチーム員会議にて、地域包括支援センターだけでケースを抱えるのではなく、チーム医師や他圏域の地域包括支援センターとの共有や協議ができることにより、認知症の本人や家族への対応力向上につながり、チーム員としての介入後も地域包括支援センターとしての支援や担当ケアマネジャーとの連携・後方支援などを行いやすくなることが見込まれます。

また、支援対象となる方は必ずしも介護サービスが必要でない場合もあります。介護サービスを利用することで、支援対象の方の能力を奪うことにつながる可能性もあるため、地域包括支援センターは自立支援の視点に立ち、本人の能力や家族の負担感等のバランスを考え、インフォーマルサービスを含めた必要なサービスにつなげることができるために、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームの設置を追加しております。

次に、2) 認知症地域支援推進員の配置についてです。現在、くすのき広域連合門真支所に認知症地域支援推進員1名が配置されていますが、今後は各地域包括支援センターにも、新たに認知症地域支援推進員を配置するとしております。

認知症地域支援推進員の役割としましては、認知症の本人が認知症の様態に応じて必要な医療や介護等を受けられるよう関係機関との連携体制の構築、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを記した認知症ケアパスの作成・普及、認知症の本人や家族への相談支援、認知症への対応力向上を目的とした研修の企画開催、認知症カフェの開設や地域のネットワークづくりなどが主な活動となります。

認知症地域支援推進員が地域に出向くことで地域住民に認知症の取組を知つてもらうきっかけとなり、認知症地域支援推進員が本人や家族の声を直接聞くことで、その地域の課題を把握し、地域に合った認知症の取組ができるようになります。

地域包括支援センターは地域のネットワークづくりを行い、認知症に関する普及啓発活動などを行っていますが、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を置くことで、これまでの活動がより活発になることが期待されます。

また、市の認知症地域支援推進員と地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が連携し、認知症カフェの立ち上げや地域課題への対応を行うことで、

国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）にうたわれている認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進をめざします。

加えて、認知症施策推進大綱では2025年までの間に、全市町村でチームオレンジを整備するという目標が掲げられました。チームオレンジとは、認知症の本人のしたいことや希望といった想いを把握し、その実現に向けて認知症サポーター等とつなげる仕組みであり、認知症の本人が役割や生きがいを持って暮らしていくことにつながります。本市にもチームオレンジの活動を行っている団体があり、その団体と地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が連携することで、さらなるチームオレンジの活動を進め、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進してまいります。

11ページの4新型コロナウイルス感染症等に係る相談支援（2）相談支援とフレイル予防の推進についてです。新しい生活様式に基づくフレイル予防の推進として、ICTの活用を追加しております。

本市の高齢者施策として、デジタル機器に不慣れな高齢者がICTを活用できるよう、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター及び地域高齢者交流サロンの3施設にインターネットのWi-Fi環境を整備しスマホ教室を実施することにより、気軽にインターネット環境に触れる機会を増やすとともに、スマートフォンの基本的な操作方法だけでなく、応用編についての教室も開催し、ICTの活用に向けた取組を進めております。

スマートフォン等を活用することにより、感染対策をしながら、自宅に居ながら介護予防教室に参加し健康づくりに取り組めるよう、追加したものです。

議題（5）門真市地域包括支援センター運営基本方針（案）についての説明は以上でございます。

ご審議いただきますようお願いいたします。

#### 岡田会長：

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

いかがでしょう。

はい、樋口委員どうぞ。

#### 樋口委員：

すいません、教えてほしいんですが、先ほど市長の方からも、くすのき広域連合が令和6年3月末で解散するという話の中で、やはり地域包括支援センターの業務にかかる負担がもっと多くかかるてくるというふうに認識しております

す。

その中で、先ほどご説明があったとおり、認知症サポーターが1名、圏域ごとに付くとなると、まず、地域包括支援センターの職員数が、今からやっぱりプラスアルファで増えていくっていうふうな認識でよろしいでしょうか。

先ほど第5圏域が6名というふうなことが、7名になるなど。

**事務局 :**

まだ予算が確保できていないのでなんとも言えない状況ですが、年々地域包括支援センターの業務が増えているということは市としても認識しておりますので、それに伴って職員を配置できるように検討しているところです。増員できる方向で検討はしていますが、決定はしていないという状況です。

**樋口委員 :**

すいません、もう一つ。

先ほど、議題(3)で、圏域はこのままとなりましたが、今後も業務が非常に多くなると思っています。くすのき広域連合が解散した後に、新たな圏域を作るということは、今後の見通しとして、そういうこともありうるんでしょうか。

**事務局 :**

現在、教育委員会で学校区の適正配置ということで見直しを検討されており、そこが一定落ち着いた段階で、中学校区に合わせて設定をするのか、国の方針として小学校区に合わせるという方針が出るのか等を見守りながら、見直しが必要とは考えております。まずは学校区の適正配置の方が進みまして、門真市内の小・中学校の配置がどうなるのかを見てからと思っております。

**樋口委員 :**

すいません、最後にちょっと、個人的に興味があることで教えて欲しいんですが、先ほどの運営基本方針の新型コロナウイルス感染症等に関する相談支援のところですが、國の方では、5月3日ぐらいに新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移るというふうに変わってくると審議されているところですが、5類に変わったとしても、このようなコロナウイルス感染に対する支援を引き続きしていくのでしょうか。

**事務局 :**

新型コロナウイルスだけではなく、今後も様々な感染症が出てくるかと思い

ます。高齢者の方がかかると重症化のリスクが高まりますので、引き続き感染症対策が必要と考えての運営基本方針になっております。

**樋口委員：**

ありがとうございます。

**岡田会長：**

はい。ありがとうございます。

非常に貴重なご意見ですが、他にいかがでしょうか。

はい、森田委員どうぞ。

**森田委員：**

5ページの2)の総合相談業務の①の上から3行目に、緊急時の対応として24時間365日いつでも相談対応できる体制を整備しますとありますけども、24時間必要でしょうか。

**事務局：**

現在も、くすのき広域連合の地域包括支援センターは24時間365日という形で実施をしております。職員がずっと地域包括支援センターにいるという形ではないんですけども、転送電話で対応したり、地域包括支援センターが入っている施設の職員が、緊急性が高いという場合には地域包括支援センター職員に連絡を取りすぐに対応できるような体制を整備しております。

**岡田会長：**

森田委員、よろしいでしょうか。

**森田委員：**

はい。

**岡田会長：**

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

私の方からも一点、これは確認事項ですが、地域包括支援センターについて、他市の場合、時々、若年性認知症の対応というのが書いてありますが、そのあたりはいかがでしょうか。

**事務局：**

若年性認知症について、現状ではご相談を受けて、その都度対応はしておりますが、実態把握ができていないため、運営基本方針には盛り込めておりません。

**岡田会長：**

そのあたりは、文章化はしない方向なのか、それともお書きになるのかそのあたりいかがですか。

**事務局：**

すいません、まだ検討できていませんでしたので、一度持ち帰って検討させていただいて、また第2回でご報告させていただいてよろしいでしょうか。

**岡田会長：**

分かりました。

**外山副会長：**

若年性の認知症は、認知症初期集中支援チームの業務には入ってくるんですけれども、地域包括支援センターの場合は、高齢者が中心ということで地域包括支援センターが認知症初期集中支援チームを引き受ける場合の若年性をどうするのかというのはグレーゾーンの問題と認識していますけれども、いかがでしょうか。

**事務局：**

認知症初期集中支援チームの対象としては、認知症の疑いがある方や、医療や介護がなかなか継続して繋がっていない方を対象としています。年齢として40歳以上の方ということになっていますので、若年性の認知症についてどう運営をするかは、検討させていただきます。

**岡田会長：**

よろしいでしょうか。

第2号被保険者という部分ですね。

他にいかがでしょうか。

**外山副会長：**

今の運営基本方針の説明の中で、現状のくすのき広域連合の基本方針に加え

る部分という形でご説明いただいたと思うんですけれども、逆に削除する部分というのはあるのでしょうか。

**事務局 :**

削除した部分というのは、特にはないです。  
強化をしたという形になります。

**岡田会長 :**

外山副会長、よろしいでしょうか。

**外山副会長 :**

はい。

**岡田会長 :**

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの件につきまして、資料9 門真市地域包括支援センター運営基本方針（案）につきましては、ご意見をいただきましたので、事務局にて検討いただき、次回の運営協議会で検討結果を事務局より説明していただくことにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。

それでは、次に入らせていただきます。

議題（10）今後のスケジュールについての前に、本日机上に配付されております資料11をご覧いただきたいと思います。

門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案）につきまして、事務局よりご説明をいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

**事務局 :**

それでは、資料11 門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案）について、ご説明をさせていただきます。

1、業務内容としましては、門真市地域包括支援センター運営業務となります。

2、委託期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としており、介護保険事業計画に合わせております。ただし、介護保険法及びこれ

に関連する政省令等に定める事項に違反した場合や業務の実施が著しく困難と、市長が認めた場合には契約を解除する旨を記載しております。

3、開所日及び開所時間につきましては、原則として平日の午前9時から午後5時30分とし、変更する場合は市と協議を行うこととしております。また③に「高齢者虐待等の対応のため、24時間連絡がとれる体制を確保すること。」を記載しております。

4、業務内容につきましては、先程、ご説明しました門真市地域包括支援センター運営基本方針（案）の内容を記載しておりますが、一部追記をしていくのが7ページの②「認知症地域支援推進員の配置について、地域包括支援センター設置の届出までに配置するものとする。ただし、必須研修の受講等の理由で、地域包括支援センター設置の届出までに配置できない場合は、令和7年3月末までに配置するものとする。」を追記しております。

資料11 門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案）についての説明は以上でございます。

ご審議いただきますようお願ひいたします。

**岡田会長：**

はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

少しお時間をいただきお読みいただいて、もしご意見等がありましたら挙手をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

**事務局：**

すいません。

**岡田会長：**

はい、事務局どうぞ。

**事務局：**

先ほど運営基本方針（案）でご意見をいただきました若年性認知症の部分につきまして、仕様書の方にもきちんと記載をするのかどうかを含めて検討させていただきますので、仕様書につきましても、次回ご報告させていただくということでもよろしいでしょうか。

それ以外の部分でご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

**岡田会長：**

それでは、若年性認知症の部分につきましては、今後追加がありうるということを前提にご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

**外山副会長：**

あと1点質問ですけれども、この仕様書の中に、地域包括支援センターの設置場所についての規定は何かありますでしょうか。

**事務局：**

設置場所等につきましては、プロポーザルの実施要領を作成する際に盛り込む予定としております。

**外山副会長：**

市民にとって利便性の悪くない場所という観点では、どうでしょうか。

**岡田会長：**

事務局、いかがでしょうか。

**事務局：**

それぞれの圏域の中で、利便性の良い場所というような内容を仕様書に盛り込むよう検討いたします。

**外山副会長：**

門真の地域包括支援センターができた当初は、割と利便性の良い場所にあつたんですけど、いろいろな問題を受けて、今は圏域の端によっている包括もあると思いますので、そこは利便性の良い場所の方が良いのではないかと思います。

**事務局：**

はい、ありがとうございます。

**岡田会長：**

はい、ありがとうございました。

他に、いかがでしょうか。

はい、藤江委員どうぞ。

**藤江委員：**

開所日の曜日の件ですが、もし私の認識が間違っていたら申し訳ないんですけども、現在の包括支援センターは土曜日も開所されていたと思うんですけども、この仕様書の方では土曜日が開所日に含まれていませんが、何か理由があるんでしょうか。

**事務局：**

高齢福祉課の中でも、現状のくすのき広域連合の地域包括支援センターは、職員輪番制で土曜日を開所日としているという議論はありましたが、仕様書は月曜日から金曜日までを開所日とさせていただきました。

守口市・四條畷市の状況を確認して検討し、次回ご報告させていただくということでもよろしいでしょうか。

**岡田会長：**

はい、ありがとうございました。

はい、樋口委員どうぞ。

**樋口委員：**

細かい話になるかもしれません、仕様書の③に「高齢者虐待等の対応のため、24時間連絡がとれる体制を確保すること。」と記載されていますが、運営基本方針には高齢者虐待等とは記載がないようで、あらゆる相談ができるような体制と受け取れるように思いますが、内容が違うということでしょうか。

**事務局：**

基本的な相談につきましては、開所日及び開始時間にご相談いただくことになりますが、お仕事の都合で、開所日等にご相談いただくのが難しい場合等は、事前に予約いただき休日や夜間に相談対応できる体制を整えるという内容です。

緊急時の対応についての記載については、持ち帰って検討させていただきます。

**岡田会長：**

はい、ありがとうございました。

運営基本方針には緊急時の対応と記載されており、仕様書には高齢者虐待等の対応と記載されているため、齟齬があるのではというご意見ですので、調整

していただきたいと思います。

他に、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまご意見をいただきましたので、資料 11 門真市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案）につきましても、いただいたご意見を事務局にて検討していただき、次回の運営協議会で検討結果を事務局より、説明していただくこととさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

議題（6）の今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局：

資料 10 の地域包括支援センター運営協議会スケジュールをご覧ください。

本運営協議会の開催回数は、本日を含めて計 5 回を予定しており、次回は令和 5 年 4 月 12 日（水曜日）を予定しております。会議の時間はいずれの日にちも、本日と同じ午後 2 時開始の予定です、皆様ご多用かと存じますが、スケジュールのご調整等、ご協力をよろしくお願ひいたします。

次回 4 月 12 日につきましては、先ほどご意見をいただきましたセンターの運営基本方針（案）及びセンター運営業務委託仕様書（案）、センター運営業務委託事業者選定委員会についてご審議いただく予定としております。

その次、第 3 回 7 月 12 日（水曜日）につきましては、選定委員会で決定した選定スケジュール、選定基準、プロポーザルの実施方法等についてご確認いただく予定としております。

その次、第 4 回 11 月 9 日（木曜日）につきましては、選定委員会による選定結果に基づき、委託事業者についてご審議いただく予定としております。

第 5 回は、令和 6 年 2 月頃の開催を予定しており、令和 6 年度のセンターの活動方針についてご審議いただく予定としております。

なお、第 5 回の日程につきましては、令和 5 年 10 月頃に決まる予定となっておりますので、少し先になりますが、委員の皆様には、決まり次第メール等でご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今後のスケジュールについては、以上でございます。

#### 岡田会長：

はい、ありがとうございました。

それでは、スケジュールにつきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、最後に、次第6のその他としまして、事務局よりお願ひします。

**事務局 :**

はい、その他に移ります前に、先ほどの議題に戻りますけれども、資料11の仕様書（案）につきましては、本日配付させていただいたところですので、次回4月12日に決定させていただきたいと思いますけれども、今日ご覧いただく時間があまりありませんでしたので、ご意見等ございましたら、3月末までに、直接高齢福祉課までご連絡いただけましたらありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、その他としまして、連絡事項を2点申し上げます。

まず、本日の運営協議会の議事録についてですが、2週間以内に作成いたしまして、市HP及び市役所別館1階の市情報コーナーでの公表を予定しております。皆様の発言につきましては、公表前に事前にご確認をいただき、調整をしたいと思っております。議事録の案を作成次第、メール又は郵便にてお送りしますので、ご確認いただきますようお願ひいたします。

次に、次回の運営協議会は、先ほどのスケジュールでもご説明しました通り、令和5年4月12日(水)午後2時からを予定しております。開催通知につきましては、準備が整い次第メール又は郵便にてお送りいたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、ご出席いただきますようお願ひいたします。

事務局からは以上です。

**岡田会長 :**

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの件につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、改めまして、本日の会議の全体につきまして、これまでの説明につきまして、何かご意見ご質問等ございましたら、この場を持ちましてご発言いただけますと助かります。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

他にご意見がないようでしたら、本日の第1回門真市地域包括支援センター運営協議会は、これをもちまして終了とさせていただきたいと存じます。

委員の皆様方には、本日長時間にわたりご協力を賜り、ありがとうございました。

お疲れ様でございました。

ありがとうございました。